プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応
項目	本日の検討事項

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）では、2022 年 12 月 16 日に政府税制調査会より公表され、2022 年 12 月 23 日に閣議決定された「令和 5 年度税制改正の大綱」（以下「税制改正大綱」という。）で示された考え方に基づいてグローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正が行われることを前提に、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応を企業会計基準委員会の新規のテーマとすることを決定している。当該対応の内容としては、以下が想定されている。

   (1) 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討

   (2) グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討

本日の検討事項

3. 本日は、グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正が 2023 年 3 月 31 日までに国会において成立した場合を想定し、その成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無について検討を行う（本資料第 2 項(2)、審議事項(2)-2）。

4. 併せて、前項について仮に対応を図るとした場合、公表する実務対応報告公開草案「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」の文案について検討を行う（審議事項(2)-3）。

5. また、コメント募集の文案についても検討を行う（審議事項(2)-4）。

6. なお、第493回企業会計基準委員会で聞かれた意見を審議事項(2)-5に記載している。

以　上